

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和 8 年 1 月 16 日 (金) 放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 令和 7 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内
- (3) 災害復興支援指定金と一般指定金の取り扱いについて

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況 [1 月 7 日 (木) ~1 月 14 日 (水) 分]

○お金の寄付は、 内訳	合計	7 件	233,864 円
自由ヨ額金	3 件	112,601 円	
チャリティーボックス募金	6 件	23,884 円	
年末たすけあい	2 件	97,379 円	

今週の主な寄付は、日東電工株豊橋事業所、日東電工労働組合豊橋から年末たすけあい募金として 77,601 円のご寄付がありました。また、匿名希望様から 30,000 円をご寄付頂きました。

○品物の寄付は、未使用はがき、切手、プルトップ等、合計 2 件ありました。

当行では、福祉活動に役立てます。

(2) 令和 7 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和 7 年中に豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がありますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 災害復興支援指定金と一般指定金の取り扱いについて

豊橋善意銀行では寄付金の使途について指定される場合、災害復興支援指定金について、送料が発生する場合を除いて原則全額を支援先にお送りしております。令和 6 年度能登地震及び豪雨災害支援金については、受付延長をして受け付けし、隨時石川県または、日本赤十字社を通じて被災者にお届けします。

なお、福祉施設や福祉団体への指定される寄付金については事務手数料を頂いております。詳細については豊橋善意銀行にお問合せをお願いします。

豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通 5-9
電話 (0532) 52-7893 / FAX (0532) 52-7894